

【資料2 - 5】

民法（債権法）改正 全国・弁護士二〇〇〇人の声

債権法改正に、反対一四六八名、賛成一九〇名

弁護士の声を民法改正に反映させる会・事務局

1 はじめに

日本全国の弁護士を対象とする、民法（債権法）改正に対するアンケート調査が、二〇一二年一月から三か月間にわたってとりおこなわれ、二〇一五名の回答を得た。本稿は、その調査の最終報告書である¹。もとより、民法を含む法律は国民のものである。当然のことながら、国民のために、国民の意思によって法はつくられなければならない。そのためには、国民の声を聞くことがなによりも重要であるが、その手始めとして、国民の一部であり、また、法の運用の担い手の一部を構成している弁護士の声を聞くことが、このアンケート調査の目的であった。本稿は、回答した弁護士の声を少しでも今後の民法改正に反映すべく、調査結果を結論部分に力点をおいて報告するものである。

本調査にあたっての問題意識は、次のアンケート調査票の前文に記されているところを紹介することが適切であろう。

「現在、民法（債権法）改正がかなり進行しています。ただ、問題は、国民があまり知らない間に、民法（債権法）改正が進んでいってしまっていることで、これは私たち弁護士にとっても同様のよう
に思われます。もちろん、一部の先生方は、現在の改正の動きを逐一追っていらっしゃるようですが、多くの先生方は、改正内容につきイメージすらもてないままに、法務省主導の改正が進んでいます。

このような状況を問題であると考えた中部弁護士会連合会司法制度調査委員会は、中部弁護士会連合会の会員に対し民法改正についての意識調査を行い、それを民法改正に反映させようとしており、同じく、山梨県弁護士会民事法制委員会も、会員に対する公式の調査を行おうとしております。われわれ弁護士の声を民法改正に反映させる会は、民法改正が全国的な問題であることに鑑み、これらと同様の調査を全国規模で実施し、将来の日本の民法をよりよいものにしていこうと考えております。何卒、ご回答にご協力を賜りますようお願い申し上げます……すでに回答済みの方は、重複回答をなさらないようお願い申し上げます」。

以上の記述からもわかるように、この調査は、中部弁護士会連合会内と山梨県弁護士会については公式調査であるが、それ以外の弁護士会においては有志調査である。ただ、有志調査の場合も、日本弁護士会連合会の会員全員に調査票をFAX送信による全数調査となっている（送信到着率 九〇・九％）。

なお、この調査結果の分析は、「弁護士の声を民法改正に反映させる会」の事務局がその責任において行ったものであり²、本稿の内容については、いかなる弁護士会、いかなる組織の見解ともかわりないことをお断りしておきたい。

¹ なお、調査開始から約二か月経過した段階での中間報告は、弁護士の声を民法改正に反映させる会・事務局「民法（債権法）改正：全国・弁護士一九〇〇人の声 債権法改正に、反対一三七八名、賛成一七六名」と題し、法律時報八五巻三号七二頁以下に公開されている。本稿は、この中間原稿の枠組みを基本的に踏襲しながら、数字を最新のものに改め、必要な修正を施したものである。

² 本調査の回答の集計・分析は事務局の後藤昌弘が担当し、事務局の森山文昭、杉山真一、橋本陽介の他、弁護士会で債権法改正問題に取り組んでいる方々、その他、債権法改正に詳しい方々のご意見を賜りつつ、執筆したものである。この分析が可能になったのは、中部弁護士会連合会、山梨県弁護士会の関係各位、全国五二の弁護士会の呼びかけ人の方々の献身的なご尽力、また、回答に応じてくださった方々の熱意に負うところが大きい。この場を借りて、深甚なる謝意を表したい。

2 債権法改正に対する賛否

まず、調査の結果を報告しよう。アンケート調査票には、末尾に調査票を掲載したように、「現在の民法（債権法）改正をすすめることについて」の賛否についての質問項目があった。五段階に分かれた回答を、中間の「どちらともいえない」を外し、賛成・反対に二分すると、全国集計では、債権法改正を進めることに賛成意見は一九〇名、反対意見が一四六八名となっており、債権法改正賛成と答えた者は、二〇〇〇名を超える回答者全体の一割にも満たない。そして、反対が賛成の七・七倍という状況で、弁護士は圧倒的に今回の債権法改正に反対であることが明らかとなった。

また、五段階方式の回答で、五に近いほど改正に賛成、一に近いほど改正に反対となっているが、平均値は、一・九〇で、反対色がきわめて強い。中立的な回答値は三となるが、後述するように、個別弁護士会の回答状況として、四一五名の会員からご回答をいただいた愛知県弁護士会をはじめとする一〇〇人以上の会員からご回答をいただいた弁護士会と、回答率が弁護士会会員数の七四％であった山梨県弁護士会、四〇％ないしそれ以上の三重県、新潟県、金沢をはじめとして、回答者総数がその弁護士会の会員数の二割程度ないしそれを超えた会の回答状況をみてみよう。

民法（債権法）改正に対する賛否をみると、山梨は賛成者二名に対して反対者七〇名で、反対が賛成の三五倍という結果がでているが、それ以外でも賛否の比率をみると、北から、旭川が四倍、函館が六倍、青森が四・三倍、福島が五・八倍、新潟が一・二倍、栃木が八・七倍、群馬が無限大（反対四五名に対し賛成者〇名）、東京が七倍、第一東京が三・七倍、第二東京が三・一倍、愛知が一・二・〇倍、岐阜が五・三倍、三重が一・二・五倍、富山が一・三倍、金沢が三・九倍、福井が四倍、大阪が四・六倍となっており、やや拮抗している例が一つある他は、いずれの弁護士会でも反対が圧倒的に多いことがわかる。

平均値で全国状況をみると、全国五二の弁護士会のうち、北から、平均値が一点台の弁護士会が、札幌、岩手、茨城、栃木、群馬、埼玉、東京、横浜、山梨、静岡、長野、愛知、三重、京都、兵庫、奈良、岡山、広島、徳島、愛媛、高知、福岡、佐賀、熊本、鹿児島であって、残りはすべて二点台であった。

なお、この債権法改正には社会一般でも反対が多く、五〇〇頁を越える『意見書』を公刊した東京弁護士会の法制委員会委員長であった篠塚力弁護士は、今回の改正につき、「研究者と法務省中心の理念先行の『熱狂と暴走』のおそれ、すなわち、わが国の市民・企業を民法研究の新たな実験台とするつもりなのかとの不安を払拭できていない」と述べ³、経済界をみても、経団連の経済基盤本部長の阿部泰久氏は、「今回の民法改正の議論を、私は『学者の野望』と名付けています」⁴と述べている。研究者でも、加藤雅信教授は、EUでは、その統合にともない、法規範の内容が複雑な判例法であるイギリスと制定法である大陸諸国間での法統合が必要となった結果、「法の劣化」をとめないながら民法の多文化と長文化が行われているのに、今回の債権法改正はEU外の日本が不必要な模倣をしているものにすぎないと批判する⁵。

本アンケート調査の調査票には、自由記載欄があるが、改正反対の理由としてこれらと類似の見解を述べる弁護士は多い。若干のものを紹介すれば、今回の改正は「国民不在の議論」、民法改正を「一部の学者のおもちゃにさせてはならない」、「一部の学者の個人的野心による改正」、ある学者が「ポアソナードになりたがっているだけではないか」、「改正は学者のエゴではないか」、「学者の国家権力を借りた自己満足的自説の強制には憤りすら感じる」、「実務をあまり知らない一部の学者が、功名心から、必要性の乏しい債権法の改正を強行しようとしている」、「一部の学者の学説を民法化することは、“改正”ではなく“改悪”であり、強く反対する」、「学者の、学者による、学者のための改正になっている気がします」、「ある特定の学者と官僚の思惑だけで改正を進めるなどもってのほかである」、「生兵法は怪我の元」、「謙虚な改正を望む」、「必要性のないブランド競争は有

³ 東京弁護士会編著『「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」に対する意見書』（信山社、二〇一一年）あとがき。

⁴ 武井一浩＝阿部泰久「対談：日本経済活性化に向けたビジネス法制の提言」ビジネス法務二〇一一年八月号九一頁。

⁵ 加藤雅信『民法（債権法）改正 民法典はどこに行くのか』（日本評論社、二〇一一年）八一頁以下。

害」・「短絡的な発想」、「悪しき欧米追随主義」、「英米法的スタンダードに変更する必要性は全くない。なぜ債権法のみ改正するのか、全く不可解」、「日本の現状に合わなくなるのは本末転倒」、「法務省は行き過ぎている」等の意見が述べられている。

また、ここまでの言葉を用いない反対論も多い。「改正の根拠に乏しい」、「民法改正に立法事実があるか疑問」、「なんのための債権法改正なのか、その意図が不明確」、「拙速すぎる」、「実務上不都合のない部分を改正しようとしており、社会の混乱を招きかねない」、「これまでの法律の財産を安易に放棄すべきではない」、「体系的な整合性がとれていない」、「改正を正当化するためには、改正による混乱を上回る実務上のメリット（理論的な優位性は問題とならない）が存することを改正する側が立証しなければならない。今回の改正にはそのようなメリットは認められず、単に混乱のみを生むだけである」、「マイナーチェンジなら良いと思うのですが……」、「条項が日本語となっていない（単独で理解できない）。日本語として理解できない文言が、民法条文となるのは日本文化の恥と考えます」等がそれである。

債権法改正に賛成する意見は、数として少ないので、自由記載欄に述べられた賛成意見も少なくはなるが、保証については改正をすべきであるという意見は相当数存在し、時効の改正をすべきであるという意見も述べられている（ただし、時効の改正への反対論もあった）。

一般的な賛成論としては、「国際的に統一のとれた法制度にすべきである」、「時代が変わり改正する必要はある」という意見もあったが、「わかりにくい点を改正するのは良いが、必要最小限にとどめるべき」、「改正の必要性は特に感じていないが、現行法にこだわる理由もない」等の消極的賛成ともいべき意見も述べられている。

叙述の順序が逆転しているきらいもあるが、「実際に弁護士として債権法の必要性を感じた事案にこれまで遭遇しましたか」という、債権法改正の必要性を聞いた設問に対しては、「遭遇していない」という回答が圧倒的に多く一五七一名であるのに対し、「かなりの頻度で遭遇している」はわずか九名であった。実は、この設問に対する回答平均値は一・二九であり、八つの設問中、もっとも低い値を示した。強行法規である物権法、特約を結びにくい不法行為法と異なり、任意規定である契約法は、時代にそぐわなければ当事者が自由に変更できる。現在、法制審・民法部会が検討中の「契約に関する規定を中心に見直しを行う」⁶作業は、実務の必要性、ひいては社会の必要性を反映していないのではないかということが、このような回答から窺えるところである。

3 債権法改正にともなう詳細化・多条文化に対する賛否

法務省民事局参与は、かつてある弁護士会の会合で、改正民法典の条文数は「現行民法の二倍を超えるかもしれないが、三倍にはならないといったイメージです」と述べた⁷。ただ、「弁護士会でも、条文数が多くなることについての抵抗を持つ方は多く」、「弁護士には会社法のトラウマというのがございまして、会社法の条文の読みにくさ、分かりにくさに対して、あんなふうになるのではないだろうなというような声も強」といわれている⁸。ところが、法制審・民法部会でも議論が進むにつれて、多条文化を容認せざるをえないという雰囲気もでてきている⁹。

そこで、調査票に「条文の詳細化・多条文化」の賛否についての設問をおくこととした。その結果について述べると、詳細化・多条文化への賛成は三一〇名、反対一四八七名で、平均値が一・九三となっており、全国的に反対が圧倒的に多い。

自由記載欄をみても、今回の改正論の「一番の問題点は多条文化である」、「多条文化は決していいものではない」、「条文を詳細化することにより、融通の利かない形式的法解釈、法適用に行き着くのではないかと非常に危惧する」、「二〇〇〇～三〇〇〇条もの条文の細分化は、国民にとって複

⁶ 平成二一年一〇月二八日法務大臣諮問（諮問第八八号）

⁷ 第一東京弁護士会・司法制度委員会「民法（債権法）改正に関する勉強会」（二〇〇八年一〇月二九日）における内田貴発言（第一東京弁護士会会報二〇〇八年一二月一日四二九号三頁）

⁸ 法制審議会民法（債権関係）部会第二回会議（平成二一年一二月二二日）四五頁。

（<http://www.moj.go.jp/content/000047175.pdf>）

⁹ 法制審議会民法（債権関係）部会第二〇回会議（平成二二年一二月一四日）五三頁。

（<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900058.html>）

雑でわかりにくく、使いにくい法律となってしまうだけではないか」、「詳細化しても利用しやすくなるとは限らない。シンプルイズベスト」、「一覧性が悪くなる。情報を圧縮した美しい条文にするべき」、「会社法のような読みづらい条文は避けるべき」、「『基本方針』は、十分に練られているとは思えず、文章が長く、複雑で、かえって分かりにくい」等の意見があった。

4 債務不履行の改正案

調査票には、これまで今回の債権法改正の「目玉」ともいうべき取り扱いを受けていた、債務不履行の帰責事由の廃止の賛否についての設問をおいた。その際、具体的なイメージをもってもらうために、調査票の末尾には、現行民法の債務不履行の条文と『債権法改正の基本方針』の案を例としてとりあげた。この『債権法改正の基本方針』の案を例として取り上げることの適否については、事務局内部でもいろいろと議論はあったが、調査開始時点では、法制審・民法部会では確固たる改正の方向が具体的に定まっていなかったため、われわれの主観で審議中の議論を定式化することを避け、その時点で確定案として公表されていた『債権法改正の基本方針』の案¹⁰をとりあげることとした。

調査の結果、この点の改正については、賛成一八八名、反対一五五九名と、反対が圧倒的に多く、回答平均値は一・八七であった。この背景には、『債権法改正の基本方針』の債務不履行案では、事務管理・不当利得・不法行為の債務不履行の根拠規定が民法典からなくなり¹¹、過失責任・無過失責任をめぐる民商法の分裂をきたすことになる¹²ことへの懸念があると考えられる。

以上のようなアンケート結果ではあったが、この調査の最中に、法制審・民法部会は、帰責事由廃止という従来の方針を放棄する方向に舵を切ったようで¹³、最終的な「中間試案」では、帰責事由を前提として債務不履行による損害賠償は認められることとなった¹⁴。

この種のアンケート調査は、法務省民事局がパブコメを期間の余裕をみて行うのであれば、中間試案確定した段階で行うことが望ましいところである。しかし、前回の二〇一〇年の債権法改正のパブコメをみても、法務省民事局が案を公表してから一月後にパブコメを開始することが予定されていた。しかも、パブコメのために公表された資料が膨大であるにもかかわらず、そのパブコメ期間はわずか二か月であった。この「中間試案」に対するパブコメスケジュールは、本年四月一日から六月三日までである。しかしながら、「中間試案」の最終案が発表されたのは三月一日のことであった。この中間試案の確定を待って弁護士に対するアンケート調査を実施することは不可能である。このような状況でパブコメが行われることは、これまでの経緯からじゅうぶん予想ができたので、われわれは、中間試案不確定の段階での調査にふみきったものである。

なお、四月一日からパブコメが開始されるにもかかわらず、法務省民事局は、パブコメ開始一〇日前の本稿脱稿時の三月二日現在、法務省のホームページには、「詳細な説明を加える『中間試案の補足説明』……も、準備ができ次第、このページで公表する予定です」とされているだけで、パブコメに意見を提出しようとする者は、「中間試案」の詳細な説明をみることはできない。また、「中間試案」が策定されるにさいしていかなる議論がなされたのか、昨年一二月から法制審議会・民法部会で「中間試案のたたき台」をめぐる交わされたはずの議論の議事録は、すべて「公開準備中」であって、それもみることができない。債権法の改正が緊急立法であれば、資料不十分ななかでのパブコメもやむを得ないが、今回発表されたばかりの「中間試案」の内容をみても、これが緊急立法提案とは到底思われない。なぜ、パブコメに意見を寄せる国民が、議事録を読むこともできず、当局の詳細

¹⁰ 民法（債権法）改正検討委員会編『債権法改正の基本方針』別冊N B L 一六号（商事法務、二〇〇九年）一三六頁以下。

¹¹ この点との関連で、『債権法改正の基本方針』案に反対する者は一六四三名、賛成する者は一一二名、回答平均値は一・七三である。

¹² この点との関連で、『債権法改正の基本方針』案に反対する者は一六五七名、賛成する者は七〇名、回答平均値は一・六八である。

¹³ 法制審議会民法（債権関係）部会第六四回会議（平成二四年一二月四日）部会資料五三「民法（債権関係）の改正に関する中間試案のたたき台（一）（概要付き）」三五頁。

（<http://www.moj.go.jp/content/000104766.pdf>）

¹⁴ 『民法（債権関係）の改正に関する中間試案』一五頁。

説明もみることができないような状況のもとで、パブコメの準備をせざるを得ないような状況をつくりだす必要があるのか。そして、約二か月という短期間でパブコメを終了させ、この多岐にわたる改正につき、国民がじゅうぶんに考え、相互に意見を交換し、必要であれば改正提案の「最終案」についてのアンケート調査を行うだけの時間的余裕を与えようとするのか。これらを見ると、法務省民事局は、実質的に熟慮を経た国民の声に耳を傾けるつもりはなく、ただ、パブコメを行ったというアリバイづくりのために、可能なかぎり実のないパブコメを実施しようとしているように思われる。このような当局の姿勢のなかで、議論が浮動している状況のなかで、「非確定案」に対するアンケート調査を余儀なくされたものとして、法務省民事局に猛省を求めたい。

5 結語

本調査では、今回の債権法改正をすすめることについては、最初に述べたように、弁護士全体で、改正に賛成する者は回答者総数の一割にも満たず、反対が賛成の七・七倍という状況であり、圧倒的に反対が多い。今回の調査によって、まさに国民に支持されないどころか、国民の反対を押し切った民法（債権法）改正であることが明らかとなったのである。また、自由記載欄には、「パブリックコメントで反対が強い（実務家、国民）なら改正を見送るべきである」との意見もあった。これまでも、山梨県弁護士会は総会決議で債権法改正の「完全なる凍結」を、奈良弁護士会は近時の会長声明で「民法（債権法）改正審議をいったん白紙に戻し、……改正審議のやり直し」を求めているが、本調査の結果は、ほぼ、このような方向性を裏書きするものであったといえるであろう。

今後、各弁護士会、日弁連、行政当局、立法機関が、多くの実務家が今回の債権法改正に反対しているという事実を直視し、これまでの不毛な債権法改正論議にいったん終止符を打ち、広く国民の声を聞く方向に舵を切り替えることを強く願うものである。

[文責 弁護士の声を民法改正に反映させる会・事務局]

民法（債権法）改正についてのアンケート調査

現在、民法（債権法）改正がかなり進行しています。ただ、問題は、国民があまり知らない間に、民法（債権法）改正が進んでいってしまっていることで、これは私たち弁護士にとっても同様のよう思われます。もちろん、一部の先生方は、現在の改正の動きを逐一追っていらっしゃいますが、多くの先生方は、改正内容につきイメージすらもてないままに、法務省主導の改正が進んでいます。

このような状況を問題であると考えた**中部弁護士会連合会司法制度調査委員会**は、中部弁護士会連合会の会員に対し民法改正についての意識調査を行い、それを民法改正に反映させようとしており、同じく、**山梨県弁護士会民事法制委員会**も、会員に対する公式の調査を行おうとしております。われわれ**弁護士の声を民法改正に反映させる会**は、民法改正が全国的な問題であることに鑑み、これらと同様の調査を全国規模で実施し、将来の日本の民法をよりよいものにしていこうと考えております。何卒、ご回答にご協力を賜りますようお願い申し上げます（なお、このアンケートの設問を超えて、現在の債権法改正にご意見をおもちの先生方は、そのご意見を末尾にご記入のうえ、送信して下さるようお願いいたします）。回答は、匿名でも結構ですが、所属弁護士会名は必ずご記入くださるようお願い申し上げます。

ご回答（A から H のみの 2 枚）は、2 頁に記載の送付先に、**2 月 28 日（木）必着**でお送りくださるよう、お願い申し上げます（なお、この調査票は、当初予定していた調査期間を 2 月 28 日まで延長したものですので、すでに回答済みの方は、重複回答をなさらないようお願い申し上げます）。

【**弁護士の声を民法改正に反映させる会**：呼びかけ人 5 2 弁護士会・総計 1 8 3 名】（2013.2.1 現在）

【札幌】佐藤哲之、山田廣、中村憲昭、中原猛 【釧路】那知哲 【旭川】菅沼和歌子、飯塚正浩 【函館】堀田剛史

【青森】小田切達、花田勝彦 【岩手】熊谷隆司、石橋乙秀 【秋田】虹川高範、松本和人 【仙台】鈴木裕美、半澤力、千葉晃平 【山形】三浦元、倉岡憲雄、長岡克典 【福島】岩淵敬

【新潟】高野泰夫、和田光弘、小泉一樹、後藤直樹、水内基成、大田陸介、石井正人、平山勝也 【茨城】佐藤大志 【栃木】小倉崇徳、阿部健一、竹澤隆、石田弘太郎 【群馬】樋口和彦、斉藤匠、三角俊文、野上恭道、足立進、猿谷直樹、小川昌幸、宮武優、松島温 【埼玉】長田淳、神野直弘、佐藤徳典 【千葉】石川浩一郎、伊東達也、及川智志、神定大、常岡久寿雄、澤田仁史、小島千鶴、関戸康之 【東京】藤井郁也、片山卓朗、平田大器、佐々木有人、富田拓、青木耕一 【第一東京】岩田拓朗、西野良和、久保田理広 【第二東京】錦織淳、池永朝昭、杉山真一、加藤雅信、星出光俊、橋本陽介 【横浜】山本一行、杉本朗、小柳茂秀、種村求、近藤俊之、山村好男 【山梨】埴原一也、東條正人、信田恵三、柴山聡、川手一郎 【静岡】鈴木祐介 【長野】黒田信

【愛知】那須國宏、後藤昌弘、森山文昭、久世表士、荻原典子、大田清則、加藤睦雄、牧野一樹、柴田将人、上松健太郎、馬場陽、加藤光宏 【岐阜】美和勇夫、戸野部勝司、山田秀樹、平井治彦、浅井直美、木下貴子、神谷慎一、綴喜秀光、林真由美、佐久間良直、池田紀子、和田恵、新井一明、小山哲、大池かおり、尾藤望、棚橋邦行、小林明人、掛布真代、中西敏夫、平松卓也、陶山智洋 【三重】長尾英介、加藤寛崇、木村夏美 【富山】澤田儀一、藤井輝明 【金沢】向峠仁志 【福井】小島峰雄、山川均 【大阪】三浦直樹、川本真聖 【京都】中隆志、吉田誠司、上田敦、松村絵里子、稲田真孝、嵯峨根大樹 【兵庫】武本夕香子、鈴木耐久、平田元秀、石井宏治、富本和路 【奈良】藤本卓司、中西達也、児玉修一、山口宣恭、上羽徹 【滋賀】中村正哉、上野心太郎 【和歌山】由良登信

【岡山】河田英正、河端武史 【鳥取】大田原俊輔 【島根】松原三朗 【広島】山崎義明、工藤舞子 【山口】山元浩、松村和明

【香川】八木俊則 【徳島】生長拓也 【愛媛】野垣康之、山口直樹 【高知】南正

【福岡】朝見行弘、菅里田和典、山本哲朗、井口夏貴、松下真樹子、弓幸子、柴尾和成、黒野賢大 【佐賀】前田和馬、隈淳平 【長崎】三宅敬英、黒岩英一 【大分】鳥越徹、永澤史貴 【熊本】板井優、成瀬公博、前田大志、岡井将洋 【宮崎】成見幸子、松岡茂行、

中島多津雄、塩地陽介、山口弥生 【鹿児島】増田博 【沖縄】喜多自然

（事務局：後藤昌弘、森山文昭、杉山真一、橋本陽介）

（事務局：後藤昌弘、森山文昭、杉山真一、橋本陽介）

【送付先】・郵送先 〒460-0003 名古屋市中区錦2丁目8-1 伊予銀行ビル3A
後藤昌弘特許法律事務所 後藤昌弘先生
・FAX送信先 052-203-4748 後藤昌弘特許法律事務所 後藤昌弘先生
・Eメール送信先 gotolaw@quartz.ocn.ne.jp 後藤昌弘先生

民法（債権法）改正についてのアンケート調査

回答者 【第 期】所属弁護士会【 弁護士会】必ずご記入ください。
【氏名： 】（匿名で、記入なさらなくても結構です。）

以下の、質問にご回答ください。なお、既にご提出済みの方は、重複提出を避けるよう、くれぐれもご留意ください。

A～Hまでの質問につき、1～5までの回答のいずれかに をつけてください。

A 法制審・民法部会での改正審議の内容についてどの程度
ご存じかを伺います。

法制審議会・民法部会での審議内容を

- 1 まったく知らない。
- 2 漠然と聞いたことがあるが、具体的な内容までは知らない。
- 3 具体的な内容について少し聞いたことがある。
- 4 具体的な内容をある程度は知っている。
- 5 具体的な内容を詳しく知っている。

B あなたは、実際に弁護士として債権法の改正の必要を
感じた事案にこれまで遭遇しましたか。

- 1 基本的に遭遇していない。
- 2 わずかながら遭遇したことがある。
- 3 一定の頻度で遭遇している。
- 4 かなり遭遇している。
- 5 かなりの頻度で遭遇している。

C 現行民法と『債権法改正の基本方針』とを比較して、
どちらがわかりやすいか、ご回答ください。

現在の法制審・民法部会では、債務不履行による損害賠償が重要な改正点の1つとされています。これは、現在の民法改正の方向性を示す典型例の一つだと思われます。そこでの実質的な原案であると評価されることが多い、『債権法改正の基本方針』と、現行民法とを最後に紹介しておきました。

- 1 現行民法のほうが明らかにわかりやすい。
- 2 現行民法のほうが多少わかりやすい。
- 3 どちらともいえない。
- 4 『債権法改正の基本方針』のほうが多少わかりやすい。
- 5 『債権法改正の基本方針』のほうが明らかにわかりやすい。

D 債務不履行による損害賠償の帰責事由の維持の賛否について あなたは、甲乙どちらの意見に賛成ですか。

甲：賛成。帰責事由を必要とする現行民法の「考え方が実務界でも浸透しています。この概念については、実務上特段不都合は生じていない」ので現行民法のままで足りる（法制審・民法部会である経済界出身の委員の発言）。

乙：反対。故意過失を中心とする現行民法の帰責事由を廃止し、さきに紹介した「契約において債務者が引き受けていなかった事由」を抗弁とすべきである（『債権法改正の基本方針』の案）。

- 1 甲の意見を強く支持する。
- 2 甲の意見をどちらかといえば支持する。
- 3 どちらともいえない。
- 4 乙の意見をどちらかといえば支持する。
- 5 乙の意見を強く支持する。

E 債権総論を廃止し、契約法に組み込むことへの賛否について あなたは、甲乙どちらの意見に賛成ですか。

甲：反対。債権は、契約だけでなく、事務管理・不当利得・不法行為によっても発生する。それにもかかわらず、債権総論をなくし、契約にだけに規定すると、契約以外の債権の処理の根拠がなくなる（たとえば、現在の改正案では、不法行為法上の債務を支払わない場合、債務不履行による損害賠償の根拠規定がなくなってしまう）。このように、法体系に穴があく債権総論廃止には、賛成できない。

乙：賛成。総論は、どうしても抽象的な規定となり具体性を欠くので、分かりにくい。そこで、具体的なイメージがある契約にそくして、債権総論の条文を規定しなおすこととし、債権総論を廃止すべきである。

【送付先】・郵送先 〒460-0003 名古屋市中区錦2丁目8-1 伊予銀行ビル3A
後藤昌弘特許法律事務所 後藤昌弘先生
・FAX送信先 052-203-4748 後藤昌弘特許法律事務所 後藤昌弘先生
・Eメール送信先 gotolaw@quartz.ocn.ne.jp 後藤昌弘先生

回答者 【第 期】所属弁護士会【 弁護士会】必ずご記入ください。
【氏名： 】（匿名で、記入なさらなくても結構です。）

- 1 甲の意見を強く支持する。
- 2 甲の意見をどちらかといえば支持する。
- 3 どちらともいえない。
- 4 乙の意見をどちらかといえば支持する。
- 5 乙の意見を強く支持する。

F 条文の詳細化・多条文化の賛否について

あなたは、甲乙どちらの意見に賛成ですか。

あなたは、甲乙どちらの意見に賛成ですか。

先に債務不履行についてみたように、現在の改正の方向は、非常に細かな条文となっています。この点につき、現行民法典の条文数は、最終条文が1044条ですが、法務省民事局の参与は、改正される民法典の条文数は、「現行民法の二倍を超えるかもしれないが、三倍にはならないといったイメージです」と述べています。これに対して、次の二つの意見があります。

甲：反対。詳細化・多条文化すると、「細々とした規定ができて、実は使いづらいものになってしまふ」（法制審・民法部会での弁護士出身委員の発言）。

乙：賛成。「具体化・明確化」をはかるために、規定を詳細にし、多条文化するべきである。

- 1 甲の意見を強く支持する。
- 2 甲の意見をどちらかといえば支持する。
- 3 どちらともいえない。
- 4 乙の意見をどちらかといえば支持する。
- 5 乙の意見を強く支持する。

G あなたは、下記のような改正方針に、賛成ですか、
反対ですか。

Dで紹介したように、今回の改正で、「帰責事由」が廃止されると、一般法の民法で無過失責任が採用されることとなります。しかし、特別法である商法その他の法律は、過失責任となっています。このまま改正されると、民法は無過失責任、商法は過失責任となり、民法・商法という民事法の体系が分裂することになりそうです（なお、法務省の参与たちは、商法学者たちに、商法の保険や運送の

分野には踏み込まないとすでに約束しており、商法の有力な学者も、民法が改正されても、商法は「過失責任のまま」いくと言明しています）。

- 1 強く反対する。
- 2 どちらかといえば反対である。
- 3 どちらともいえない。
- 4 どちらかといえば賛成である。
- 5 強く賛成する。

H 現在の民法（債権法）改正をすすめることについて

あなたは、甲乙どちらの意見に賛成ですか。

甲：反対。現在議論されている民法（債権法）の改正には、日本社会がその改正を必要とするような事情 いわゆる「立法事実」 が存在しておらず、外国を真似たわかりにくい民法にしようとしている。法の改正は、日本社会の実情に即して行うべきなのであり、このような改正をすべきではない。

乙：賛成。ドイツやフランスで進んでいる債権法の改正は、ある意味で自国の法のブランド競争なので、日本も「ブランド競争の中に積極的に発信していく」（法務省民事局参与の発言）ために、日本も債権法を中心とする改正をすすめるべきである。

- 1 甲の意見を強く支持する。
- 2 甲の意見をどちらかといえば支持する。
- 3 どちらともいえない。
- 4 乙の意見をどちらかといえば支持する。
- 5 乙の意見を強く支持する。

* なお、民法（債権法）改正について話し合うためのメーリングリストを作成中です。このメーリングリストに加わっていただける先生は、下記にご記入のうえ、ご連絡をくださるようお願いいたします。
[ご氏名：] [e-mail：]

【民法（債権法）改正に関するご意見をご自由にお書き下さい。】

民法（債権法）改正 全国・弁護士2000人の声 アンケート調査結果

全国アンケート回答集計・平均値								
質問	A	B	C	D	E	F	G	H
1	171	1571	815	912	997	986	1038	936
2	701	302	320	647	646	501	619	532
3	700	104	565	240	217	185	259	319
4	396	13	191	157	96	270	59	157
5	37	9	74	31	16	40	11	33
総数	2005	1999	1965	1987	1972	1982	1986	1977
平均	2.71	1.29	2.18	1.87	1.73	1.93	1.68	1.9
無回答	10	16	50	28	43	33	29	38
総合計	2015							

(2 0 1 3 年 3 月 1 9 日)